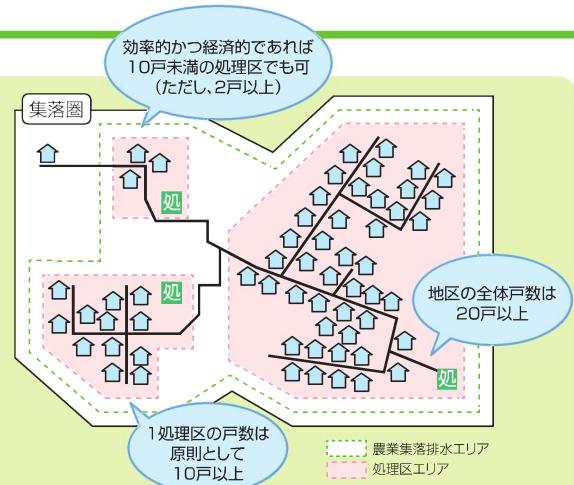


# 農業集落排水事業の内容

## ●事業概要

|        |   |
|--------|---|
| 整備対象地域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落 |
| 処理対象汚水 | し尿、生活雑排水など<br>(重金属等の有害物質を含む工場排水は対象外)                      |
| 処理対象人口 | 原則として、おおむね1,000人程度以下<br>(1,000人を超える場合でも、所要の協議を経て実施可)      |
| 補助対象   | 原則として、受益戸数がおおむね20戸(離島は10戸)以上<br>(2戸以上の複数処理区に分割可)          |
| 事業主体   | 市町村   |
| 処理水質   | BOD20mg/l, SS50mg/l以下<br>(県条例による上乗せ基準があるエリアについてはこれを遵守)    |



## 1 農山漁村地域整備交付金(農業集落排水事業)

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備します。

### 事業内容

- ①以下の施設の整備又は改築
  - (1)汚水若しくは雨水を処理する施設及びこれに附帯する施設
  - (2)汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設
- ②①の事業の施行に必要な調査及び計画の策定
- ③農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画(最適整備構想)の策定

### 事業実施要件

- ①の整備について…上記事業概要を参照
- ①の改築(機能強化)について…改築に要する費用が2,000千円以上であって、かつ、維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること、又は、供用開始後に施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること
- ②について…①の整備にあっては、その計画の概要を定める書類を作成する業務であること。①の改築(機能強化)にあっては、農業集落排水施設の更新又は改築の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。
- ③について…既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること。

## 2 地方創生汚水処理施設整備交付金

地域再生法に基づき、公共下水道・集落排水・合併処理浄化槽のうち2種類以上を連携整備する「地域再生計画」を策定し、効率的な汚水処理施設の普及促進を図るものであり、この中で農業集落排水施設の整備及び改築が実施可能です。

### 事業内容

- 汚水、汚泥の処理施設及び管路施設の整備及び改築(農山漁村地域整備交付金交付要綱(農林水産省)に定める実施要件を満たしている施設)

### 事業実施要件

- 支援措置の対象となる施設のうち、異なる2以上の施設の整備が地域再生計画に位置づけられていること。
- 農業集落排水施設については、地域再生計画への位置づけのほか、農山漁村地域整備交付金交付要綱に定める実施要件を満たしていること。

